

鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第3号

鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程

鳥取県工業用水供給規程（昭和43年鳥取県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給水の対象）</p> <p>第4条 給水を受けることができる者は、給水区域内において工業（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第1項に規定する工業をいう。）を営む者で次の各号の<u>いずれかに</u>該当するものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p>	<p>（給水の対象）</p> <p>第4条 給水を受けることができる者は、給水区域内において工業（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第1項に規定する工業をいう。）を営む者で次の各号の<u>一に</u>該当するものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p>
<p>（料金の減免）</p> <p>第18条 条例第8条の規定による料金の減免は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合に限り行なうことができる。</p> <p>（1）及び（2）略</p>	<p>（料金の減免）</p> <p>第18条 条例第8条の規定による料金の減免は、次の各号の<u>一に</u>該当する場合に限り行なうことができる。</p> <p>（1）及び（2）略</p>
<p>（給水の停止等）</p> <p>第19条 知事は使用者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、給水を<u>停止し、又は第5条第2項及び第6条第2項の規定による給水の承認を取り消すことができる。</u></p> <p>（1）～（3）略</p> <p><u>（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者であるとき。</u></p> <p><u>（5）略</u></p>	<p>（給水の停止）</p> <p>第19条 知事は使用者が次の各号の<u>一に</u>該当するときは、給水を<u>停止することができる。</u></p> <p>（1）～（3）略</p> <p><u>（4）略</u></p>

様式第 1 号

基本使用申込書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称 印

下記のとおり、給水を受けたいので、鳥取県工業用水供給規程第 5 条第 1 項の規定により申し込みます。

申込みには、鳥取県営企業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第 5 条第 3 項の規定により供給をしないことができる使用に該当するものでないことを誓約します。

記

略

備考

- 1 給水場所の見取図を添付すること。
- 2 条例第 5 条第 3 項の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第 1 号

基本使用申込書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称 印

下記のとおり、給水を受けたいので、鳥取県工業用水供給規程第 5 条第 1 項の規定により申し込みます。

記

略

備考 給水場所の見取図を添付すること。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第18条及び第19条（「一に」を「いずれかに」に改める部分に限る。）の改正規定は、公布の日から施行する。